

2025 年 1 月 13 日

日本理学療法士協会役員候補者選挙実施要綱

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員会

選挙規程第 6 条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選(人)」とは、社員による役員候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人資格について

1) 選挙人は 2025 年 1 月 13 日 (月) (選挙告示日) の時点において、社員 (代議員) として登録されている者とする。被選挙人は 2025 年 1 月 13 日 (月) (選挙告示日) の時点において、正会員として登録されている者とする。

ただし、以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

① 休会者

② 会員資格が停止されている者

(注) 選挙人は、被選挙人を兼ねることはできない。選挙人が被選挙人となった場合、投票権を失うものとする。

2) 選挙人名簿の作成

2025 年 1 月 13 日 (月) (選挙告示日) 時点の会員台帳をもとに、選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

(1) 役員候補者選挙告示日は、2025 年 1 月 13 日 (月) とする。

役員候補者選挙告示は、協会ホームページに掲載する。

3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

1) 立候補受付期間は、2025 年 1 月 20 日 (月) 正午～2025 年 1 月 27 日 (月) 正午とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、2025 年 2 月 3 日 (月) 正午とする。

3) 2025 年 1 月 14 日 (火) 正午～1 月 17 日 (金) 正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受け付けるものとする。

(2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終申請日時順とする。

(3) 立候補者が定数に満たない場合

1) 立候補者が選挙定数に満たない場合(理事 23 名未満、監事 2 名未満)は、選挙規程第 20 条 4 項に従い、その旨を協会理事会へ報告する。

2) 報告を受けた理事会は、役員の選出が行われる次期定時総会に理事・監事候補を推薦する。なお、推薦にあたっては理事・監事が選挙最大定数となるよう不足数を推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ・マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- ・選挙サイトアクセス後、2025 年 1 月 13 日 (月) 時点の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
- ・立候補趣旨および協会・士会役員歴は、指定された箇所に入力する。
- ・立候補趣旨および協会・士会役員歴は、その合計がスペースを含んで 1000 字以内とし、別途写真をアップロードする。

2) 写真

本人のみ、上半身、脱帽、カラー、 デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

履歴書等の証明写真に準ずるものとする。

(5) 選挙運動にインターネットを利用する際の届出

SNS やホームページを利用した選挙運動を行う場合、当該 SNS のアカウント名やホームページの URL を記載し、選挙管理委員会のメールアドレス宛に提出を行う。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は最終受付にならないので注意すること。Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな虚偽記

載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補辞退届を受理した際には、立候補辞退届出受領書を交付する。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

(1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。

ID・パスワードを紛失された場合は、早めに再発行申請をする。

(2) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、2025 年 2 月 10 日（月）午前を目途にマイページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受付順とする。

6. 選挙運動

(1) 注意事項

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。

具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動について」参照。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～2025 年 3 月 1 日（土）までとする。

7. 投票について

(1) 投票期間：2025 年 2 月 17 日（月）正午～3 月 2 日（日）正午

(2) 投票方法：

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は定数内制限連記方式（理事 11 名以上 23 名以内、監事 2 票のみ有効）とする。

(3) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

8. 無効票について

(1) 理事候補者の場合

1) 11 名未満の投票をしたもの

2) 24 名以上の投票をしたもの

- 3) 白紙投票したもの
- (2) 監事候補者の場合
 - 1) 2名未満の投票をしたもの
 - 2) 3名以上の投票をしたもの
 - 3) 白紙投票したもの

9. 開票について

- (1) 開票日

2025年3月2日(日) 13時～
- (2) 開票立会人の選出
 - 1) 開票立会人は、選挙管理委員ではない選挙管理運営委員の中から選出する。
 - 2) 選出にあたっては5名を選出し、3名を立会人とする。
 - 3) 3名選出されない場合、選挙管理委員ではない、都道府県理学療法士(協)会の選挙管理運営委員の中から選挙管理委員長が選出する。
- (3) 投票データの保管について
 - 1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
 - 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
 - 3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。
- (4) 当選(人)について
 - 1) 定数連記投票では、得票数の多い者から順に、その役員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
 - 2) 当選最下位同数得票者については、選挙管理運営委員立会いのもと、開票終了後1週間以内に立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者および関係者はくじ引きの日を指定できない。
 - 3) 公益法人の理事、監事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であっても取り消すことがある。
 - 4) 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。
- (5) 選挙結果は、2025年3月2日(日)に協会ホームページならびにマイページ上で発表する。

10. 異議申立について

(1) 異議申立の期間は選挙結果公表～2025年3月9日(日)正午までとする.

(2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする.

申立先は選挙管理委員長とする.

電子メールアドレス: senkyo(a)japanpt.or.jp

※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

11. 当選証書の発行

当選が確定した後, 当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する.

12. 問合せ

日本理学療法士協会選挙管理委員会

電子メールアドレス: senkyo(a)japanpt.or.jp

※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

以上